



1月26日

『新宿運輸区における新JINJRE初期設定の超過勤務手当未払い(不足分)と

東地申第33号

組合員(労働審判申立人)の異動撤回を求める申し入れ』提出!

新JINJRE初期設定作業の労働時間について、首都圏本部の各乗務員区所では初期設定作業が全て労働時間として処理されたにも関わらず、新宿運輸区ではその時間を「一律5分」とし、申請した時間外労働の時間とは異なる時間で超過勤務手当が処理されました。これまで、団体交渉にて議論してきましたが、認識の一致が図れず対立にて終了したため、当時の組合員5名が労働審判を申し立てました。



↑ 和解については
こちらをご覧ください

**労働審判では、5名全員に対して
「会社に支払い義務がある」ことが
認められ、調停が成立しました!しかし…!**

**新宿運輸区では、現在も「一律5分」の
取り扱い自体は変わっていない!**

労働審判を申立てた組合員の他にも、未だに賃金未払いとなっている社員がいます!

**申立人のうち1名が労働審判の
審議途中に配置転換された!**

不利益扱いであり、本人のみならず職場の社員・組合員を委縮させる人事異動である!

<申し入れ内容>

1. 新JINJRE稼働前に遡り、新宿運輸区に在籍していた社員の初期設定作業時間を調査し、不足分の追給を行うこと。
2. 賃金未払いが発生した事実経過と、適正な労働時間管理のための今後の対策を明らかにすること。
3. 労働審判の審議途中に、組合員(申立人)を配置転換した意図を明らかにするとともに、異動を撤回すること。

労働時間の曖昧化は認められない!

「適切な労働時間の管理と、適正な業務運営」を実現するため、団体交渉で議論していきます!